事　務　連　絡
令和３年 12 月 28 日

一般社団法人　日本衛生検査所協会　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
経済課
新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）

平素より、医療機関に対する医療関係サービスの安定的かつ継続的な供給にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数について、別添１のとおり、令和３年12月８日の中央社会保険医療協議会総会において、実勢価格を踏まえた検証を行い、その結果を踏まえて、同年12月31日より引き下げを行うことが承認されたところです。また、核酸検出（PCR）検査（委託）については、同年12月31日からの激変緩和のための経過措置を経て、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和４年４月１日に再度見直しを行い更に引下げを行うことが承認されたところです。

今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や検査機器・試薬製造販売業者等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、別添２のとおり、都道府県等に衛生検査所への周知を依頼しましたのでご承知おきください。

なお、同旨の事務連絡を一般社団法人日本医療機器産業連合、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会、欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会及び一般社団法人日本臨床検査薬協会宛に送付することを申し添えます。

（連絡先）
厚生労働省医政局地域医療計画課
医療関連サービス室
電　話：03-3595-2185
メール：k-sokutei@mhlw.go.jp

別　添　1

新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し

1　経緯

○　「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」

（令和３年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

４．国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復

（１）誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備

○　保険診療として実施されているＰＣＲ検査等について、その価格が自費検査価格に影響を与えているとの指摘もある中で、**実勢価格を踏まえて保険収載価格の検証を行い、その結果を踏まえて、年内を目途に必要な見直しを行う**。

2　スケジュール

・　検査の価格の見直しについては、通常、診療報酬改定時（令和４年４月１日）であるが、本件については、政府方針を踏まえ、臨時的に**本年12月31日**に前倒しして引き下げを行う（一部経過措置あり）。

3　見直し案（詳細は別紙）

検査項目	現行点数	見直し（案）
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	**700点（※）**
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点	
抗原検出検査（定性）	600点	**300点**
抗原検出検査（定量）		**560点**

※　「核酸検出（PCR）検査（委託）」については、激変緩和のための経過措置として、令和３年12月31日から令和４年３月31日まで1350点とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和４年４月１日に700点とする。

（別紙）
新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し　一覧

検査項目	現行点数	見直し（案）	準用点数（案）
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	1800点	**700点（※）**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「９」HCV核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）	1350点	**700点**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「９」HCV核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	1800点	**700点（※）**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「９」HCV核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	1350点	**700点**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「９」HCV核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2抗原検出（定性）	600点	**300点**	D012 感染症免疫学的検査 「25」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）（150点） ２回分
SARS-CoV-2抗原検出（定量）		**560点**	D012 感染症免疫学的検査 「46」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）（280点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	600点	**420点**	D012 感染症免疫学的検査 「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）（210点） ２回分

※　激変緩和のための経過措置として、令和３年12月31日から令和４年３月31日まで1350点（D023 微生物核酸同定・定量検査「14」SARSコロナウイルス核酸検出（450点）３回分）とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和４年４月１日に700点とする。

別添２

事　務　連　絡
令和３年12月28日

各 { 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 } 衛生主管（部）局　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
経済課
新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数の見直しについて（周知）

新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療報酬点数について、別添のとおり、令和３年12月８日の中央社会保険医療協議会において、実勢価格を踏まえた検証を行い、その結果を踏まえて、同年12月31日より引き下げを行うことが承認されたところです。また、核酸検出（PCR）検査（委託）については、同年12月31日からの激変緩和のための経過措置を経て、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和４年４月１日に再度見直しを行い更に引下げを行うことが承認されたところです。

各衛生検査所におかれては、今後も地域医療に必要な検査が引き続き実施されるよう、医療機関や検査機器・試薬製造販売業者等との間で、診療報酬点数の見直しを踏まえた円滑な契約の見直しに対応していただくよう、貴管内の衛生検査所の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同旨の事務連絡を検査機器・試薬関係団体及び衛生検査所関係団体宛に送付することを申し添えます。

〈衛生検査所に関することついて〉
（連絡先）
厚生労働省医政局地域医療計画課
医療関連サービス室
電　話：03-3595-2185
メール：k-sokutei@mhlw.go.jp

〈保険収載に関することについて〉
（連絡先）
厚生労働省保険局医療課
電　話：03-3595-2577

別　添

新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し

1　経緯

○　「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」

（令和３年11月12日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

４．国民の仕事や生活の安定・安心を支える日常生活の回復

（１）誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備

○　保険診療として実施されているＰＣＲ検査等について、その価格が自費検査価格に影響を与えているとの指摘もある中で、**実勢価格を踏まえて保険収載価格の検証を行い、その結果を踏まえて、年内を目途に必要な見直しを行う**。

2　スケジュール

・　検査の価格の見直しについては、通常、診療報酬改定時（令和４年４月１日）であるが、本件については、政府方針を踏まえ、臨時的に**本年12月31日**に前倒しして引き下げを行う（一部経過措置あり）。

3　見直し案（詳細は別紙）

検査項目	現行点数	見直し（案）
核酸検出（PCR）検査（委託）	1800点	**700点（※）**
核酸検出（PCR）検査（委託以外）	1350点	
抗原検出検査（定性）	600点	**300点**
抗原検出検査（定量）		**560点**

※　「核酸検出（PCR）検査（委託）」については、激変緩和のための経過措置として、令和３年12月31日から令和４年３月31日まで1350点とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和４年４月１日に700点とする。

（別紙）
新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し　一覧

検査項目	現行点数	見直し（案）	準用点数（案）
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託）	1800点	**700点（※）**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「９」HCV核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2核酸検出（検査委託以外）	1350点	**700点**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「９」HCV核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託）	1800点	**700点（※）**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「９」HCV核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出（検査委託以外）	1350点	**700点**	D023 微生物核酸同定・定量検査 「９」HCV核酸検出（350点） ２回分
SARS-CoV-2抗原検出（定性）	600点	**300点**	D012 感染症免疫学的検査 「25」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）（150点） ２回分
SARS-CoV-2抗原検出（定量）		**560点**	D012 感染症免疫学的検査 「46」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）（280点） ２回分
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）	600点	**420点**	D012 感染症免疫学的検査 「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）（210点） ２回分

※　激変緩和のための経過措置として、令和３年12月31日から令和４年３月31日まで1350点（D023 微生物核酸同定・定量検査「14」SARSコロナウイルス核酸検出（450点）３回分）とし、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和４年４月１日に700点とする。

保医発１２１０第１号
令和３年１２月１０日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和２年３月５日付け保医発 0305 第１号）を下記のとおり改正し、令和３年 12 月 31 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合の SARS-CoV-2 核酸検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会（令和３年 12 月８日）において承認されたとおり、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和４年４月１日に再度見直しを行い、700 点とする予定であることを申し添えます。

記

１　別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ０１２(22)を次のように改める。

(22)　SARS-CoV-2（新型コロナウイルスをいう。以下同じ。）抗原検出（定性・定量）

ア　SARS-CoV-2 抗原検出（定性）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19（新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズ

マ抗原定性（免疫クロマト法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を１回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに１回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）を実施した場合、SARS-CoV-2 抗原検出（定量）については、別に算定できない。

イ　SARS-CoV-2 抗原検出（定量）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として化学発光酵素免疫測定法（定量）又は電気化学発光免疫測定法（定量）による SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を行った場合に限り、「46」ＨＩＶ－１抗体（ウエスタンブロット法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を１回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに１回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

上記に加え、COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として本検査を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和３年２月 25 日健感発 0225 第１号）の「第１退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、１回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を実施した場合、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）については、別に算定できない。

２　別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ０１２(50)を次のように改める。

(50)　SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）は、当該検査キット

が薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を１回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに１回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）及び SARS-CoV-2 抗原検出（定量）については、別に算定できない。

３　別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ０２３(17)中「所定点数４回分」を「所定点数３回分」に、「同点数３回分」を「本区分の「９」ＨＣＶ核酸検出の所定点数２回分」にそれぞれ改める。

４　別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ０２３(28)中「所定点数４回分」を「所定点数３回分」に、「同点数３回分」を「本区分の「９」ＨＣＶ核酸検出の所定点数２回分」にそれぞれ改める。

（参考：新旧対照表）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和２年３月５日付け保医発 0305 第１号）

改　正　後	現　　行
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 　第１部・第２部　（略） 　第３部　検査 　　第１節　検体検査料 　　第１款　検体検査実施料 　　Ｄ０００～Ｄ０１１　（略） 　　Ｄ０１２　感染症免疫学的検査 　　（１）～(21)　（略） 　　(22)　SARS-CoV-2（新型コロナウイルスをいう。以下同じ。）抗原検出（定性・定量） 　　ア　SARS-CoV-2 抗原検出（定性）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19（新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 　第１部・第２部　（略） 　第３部　検査 　　第１節　検体検査料 　　第１款　検体検査実施料 　　Ｄ０００～Ｄ０１１　（略） 　　Ｄ０１２　感染症免疫学的検査 　　（１）～(21)　（略） 　　(22)　SARS-CoV-2（新型コロナウイルスをいう。以下同じ。）抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19（新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）の所定点数４回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

査を目的として実施した場合は算定できない。 COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を１回に限り算定する。 ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに１回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、SARS-CoV-2抗原検出（定性）を実施した場合、SARS-CoV-2抗原検出（定量）については、別に算定できない。 イ　SARS-CoV-2抗原検出（定量）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として化学発光酵素免疫測定法（定量）又は電気化学発光免疫測定法（定量）による SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を行った場合に限り、「46」ＨＩＶ－１抗体（ウエスタンブロット法）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。 COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を１回	COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を１回に限り算定する。 ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに１回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 上記に加え、COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法（定量）又は電気化学発光免疫測定法（定量）による SARS-CoV-2 抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和３年２月 25 日健感発 0225 第１号）の「第１退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、１回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

に限り算定する。 ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに１回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 上記に加え、COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として本検査を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和３年２月 25 日健感発 0225 第１号）の「第１退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、１回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を実施した場合、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）については、別に算定できない。	
(23)～(49)　(略)	(23)～(49)　(略)
(50)　SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生	(50)　SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）の所定点数４回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状

の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。 COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を１回に限り算定する。 ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに１回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）及び SARS-CoV-2 抗原検出（定量）については、別に算定できない。 (51)　（略） Ｄ０１３～Ｄ０２２　（略） Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査 （１）～(16)　（略） (17)　SARS-CoV-2核酸検出は、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合又は COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただ	況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。 COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を１回に限り算定する。 ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに１回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出については、別に算定できない。 (51)　（略） Ｄ０１３～Ｄ０２２　（略） Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査 （１）～(16)　（略） (17)　SARS-CoV-2核酸検出は、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合又は COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただ

し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。なお、検査に用いる検体については、厚生労働省の定める新型コロナウイルス感染症の検査に係る指針を参照すること。 採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」ＳＡＲＳコロナウイルス核酸検出の所定点数３回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「９」ＨＣＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を１回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに１回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患	し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。なお、検査に用いる検体については、厚生労働省の定める新型コロナウイルス感染症の検査に係る指針を参照すること。 採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」ＳＡＲＳコロナウイルス核酸検出の所定点数４回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数３回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を１回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに１回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患

者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和３年２月 25 日健感発 0225 第１号）の「第１　退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、１回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (18)～(27)　（略） (28)　COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、ＰＣＲ法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出（以下、「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」という。）を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」ＳＡＲＳコロナウイルス核酸検出の所定点数３回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「９」ＨＣＶ核酸検出の所定点数２回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を１回に限り	者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和３年２月 25 日健感発 0225 第１号）の「第１　退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、１回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (18)～(27)　（略） (28)　COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、ＰＣＲ法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出（以下、「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」という。）を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」ＳＡＲＳコロナウイルス核酸検出の所定点数４回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数３回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を１回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であ

算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに１回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和３年２月 25 日健感発 0225 第１号）の「第１　退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、１回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施した場合、本区分「11」のインフルエンザ核酸検出、SARS-CoV-2 核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）については、別に算定できない。 (29)　（略）	ったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに１回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和３年２月 25 日健感発 0225 第１号）の「第１　退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、１回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施した場合、本区分「11」のインフルエンザ核酸検出、SARS-CoV-2 核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）については、別に算定できない。 (29)　（略）